

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老人保健課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A
（Vol.3）（令和3年3月26日）」
の送付について

計 88 枚（本紙を除く）

Vol.952

令和 3 年 3 月 26 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3948、3971、3979)

FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 26 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老 人 保 健 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課

「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 3）（令和 3 年 3 月 26 日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 3）（令和 3 年 3 月 26 日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【共生型サービス】

○ 共生型サービスの指定について

問 123 共生型サービスの指定にあたっては、現行の「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として指定するのか。それとも、新しいサービス類型として、「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」として指定が必要となるのか。それとも「みなし指定」されるのか。

(答)

- ・ 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする、あくまでも「居宅サービスの指定の特例」を設けたものであるため、従前通り「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として、事業所の指定申請に基づき自治体が指定する。

- ・ なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービスの指定を受けた事業所が行うこととなるが、いずれの指定申請先も都道府県（＊）であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観点から、障害福祉サービス事業所の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしているので、別添を参照されたい。

- （＊）定員 18 人以下の指定生活介護事業所等は、（共生型）地域密着型通所介護事業所として指定を受けることとなるが、当該指定申請先は市町村であるため、申請書又は書類の提出は、生活介護事業所等の指定申請の際に既に都道府県に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。

※ 指定障害福祉サービス事業所が、「（共生型サービスの指定の特例）」を受けることなく、通常の）介護保険の居宅サービスの指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化(平成 30 年 10 月 1 日～)

- 共生型介護保険サービスの事業所の指定手続にあたっては、障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目について、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。

(1) 訪問介護(介護保険法施行規則第 114 条第 4 項による省略)

介護保険法施行規則 (第 114 条) 訪問介護	障害者総合支援法施行規則 (第 34 条の 7) 居宅介護・重度訪問介護	省略 可否
一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地	一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	○
五 事業所の平面図	五 事業所の平面図	○
五の二 利用者の推定数	-	-
六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 事業所の管理者及びサービス提供責任者(中略)の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
七 運営規程	七 運営規程	×
八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
十 法第七十条第二項各号(中略)に該当しないことを誓約する書面(以下略)	十 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面(以下略)	×
十一 その他指定に関し必要と認める事項	十一 その他指定に関し必要と認める事項	×

(2)通所介護(介護保険法施行規則第 119 条第4項による省略・簡素化)

※地域密着型通所介護も同様(介護保険法施行規則第 131 条の3の2第5項による省略・簡素化)

介護保険法 施行規則 (第 119 条) 通所介護	児童福祉法施行規則		障害者総合支援法施行規則			省略 可否
	(第 18 条の 27) 児童発達支援	(第 18 条の 29) 放課後等 デイサービス	(第 34 条の9) 生活介護	(第 34 条の 14) 自立訓練 (機能訓練)	(第 34 条の 15) 自立訓練 (生活訓練)	
一 事業所(当 該事業所の 所在地以外 の場所に当 該申請に係 る事業の一 部を行う施 設を有する ときは、当 該施設を含 む。)の名称 及び所在地	一 事業所(当 該事業所の 所在地以外 の場所に当 該事業所の 一部として 使用される 事務所を有 するときは 、当該事務 所を含む。)の 名称及び所 在地	一 事業所(当 該事業所の 所在地以外 の場所に当 該事業所の 一部として 使用される 事務所を有 するときは 、当該事務 所を含む。)の 名称及び所 在地	一 事業所の名 称及び所在 地	一 事業所の名 称及び所在 地	一 事業所の名 称及び所在 地	×
二 申請者の名 称及び主たる 事務所の所 在地並びに その代表者 の氏名、生 年月日、住 所及び職名	二 申請者の名 称及び主たる 事務所の所 在地並びに その代表者 の氏名、生 年月日、住 所及び職名	二 申請者の名 称及び主たる 事務所の所 在地並びに その代表者 の氏名、生 年月日、住 所及び職名	二 申請者の名 称及び主たる 事務所の所 在地並びに その代表者 の氏名、生 年月日、住 所及び職名	二 申請者の名 称及び主たる 事務所の所 在地並びに その代表者 の氏名、生 年月日、住 所及び職名	二 申請者の名 称及び主たる 事務所の所 在地並びに その代表者 の氏名、生 年月日、住 所及び職名	×
三 当該申請に 係る事業の開 始の予定年 月日	三 当該申請に 係る事業の開 始の予定年 月日	三 当該申請に 係る事業の開 始の予定年 月日	三 当該申請に 係る事業の開 始の予定年 月日	三 当該申請に 係る事業の開 始の予定年 月日	三 当該申請に 係る事業の開 始の予定年 月日	×
四 申請者の事 項証明書又は 条例等	四 申請者の登 記事項証明 書又は条例 等	四 申請者の登 記事項証明 書又は条例 等	四 申請者の登 記事項証明 書又は条例 等	四 申請者の登 記事項証明 書又は条例 等	四 申請者の登 記事項証明 書又は条例 等	○
五 事業所(当 該事業所の 所在地以外 の場所に当 該申請に係 る事業の一 部を行う施 設を有する ときは、当 該施設を含 む。)の平面 図(各室の 用途を明示 するものとする。) 及び設備の 概要	五 事業所の平 面図(各室の 用途を明示 するものとする。) 及び設備の 概要	五 事業所の平 面図(各室の 用途を明示 するものとする。) 及び設備の 概要	五 事業所の平 面図(各室の 用途を明示 するものとする。) 及び設備の 概要	五 事業所の平 面図(各室の 用途を明示 するものとする。) 及び設備の 概要	五 事業所の平 面図(各室の 用途を明示 するものとする。) 及び設備の 概要	○

－	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	六 利用者の推定数	×
六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
七 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	八 運営規程	×
八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
－	－	－	十一 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十一 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十一 指定障害福祉サービス基準第百七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	×
十 誓約書	十一 法第二十一条の五の十五第三項各号に該当しないことを誓約する書面（以下略）	十一 誓約書	十二 誓約書	十二 誓約書	十二 誓約書	×
十一 その他指定に関し必要と認める事項	十二 その他指定に関し必要と認める事項	十二 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項	十三 その他指定に関し必要と認める事項	×

(3)短期入所生活介護(介護保険法施行規則第 121 条第5項による省略)

※介護予防短期入所生活介護も同様(介護保険法施行規則第 140 条の 10 第5項による省略)

介護保険法施行規則 (第 121 条) 短期入所生活介護	障害者総合支援法施行規則 (第 34 条の 11) 短期入所	省略 可否
一 事業所の名称及び所在地	一 事業所の名称及び所在地	×
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の登記事項証明書又は条例等	四 申請者の登記事項証明書又は条例等	○
五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所(次号において「併設事業所」という。)において行う場合にあっては、その旨	五 事業所の種別(指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する併設事業所(次号及び第七号において「併設事業所」という。)又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。)	×
六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定居宅サービス等基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	六 建物の構造概要及び平面図(当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要	○
七 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員	×
八 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
九 運営規程	九 運営規程	×
十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
十二 指定居宅サービス等基準第百三十六条(指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十二 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	○
十三 誓約書	十三 誓約書	×
十四 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項	×

- サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算について

問 124 共生型介護保険サービス事業所についても、サービス提供体制強化加算や介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の算定要件を満たすことができれば、同加算を算定してよいか。

(答)

貴見のとおり。

問 125 共生型介護保険サービスを提供する障害福祉サービス事業所においては、人員配置基準上、介護職員の配置は求められていない。このため、共生型介護保険サービス事業所がサービス提供体制強化加算や介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を算定するにあたっては、当該障害福祉サービス事業所のホームヘルパーや生活支援員等の「福祉・介護職員」を介護職員とみなすこととして差し支えないか。

(答)

差し支えない。